

通所介護事業所

「ささの家」運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社タックが開設するささの家（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ささの家
- ② 所在地 兵庫県たつの市新宮町下笠 8 4 1 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ③ 従業者
 - 生活相談員 1名以上
 - 看護職員 1名以上
 - 介護職員 2名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上
- 従業者は、事業の提供に当たる。
- ③ その他
 - 事務職員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 毎日。ただし、8月13日から8月15日及び12月30日から翌年1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(事業利用定員)

第6条 事業利用定員は次のとおりとする。

1単位 18名

(事業内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 食事の提供
 - 入浴（一般浴）
 - 日常生活動作の機能訓練
 - 健康チェック
 - 送迎
 - リハビリ等
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 100円徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり1,000円を徴収する。
- 4 食費は、1食650円を徴収する。
- 5 おむつ代は、1枚100円を徴収する。
- 6 マスク代は、1枚50円を徴収する。
- 7 口座引き落とし手数料は、1回分110円を徴収する。
- 8 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(非常災害対策)

第9条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供により事故が発生した場合には、市・家族・居宅介護支援事業者等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置を記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償をすみやかに行う。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業の実施地域は、たつの市区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(提供拒否の禁止)

第13条 正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。

正当な理由とは、①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域以外である場合、③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合である。正当な理由により、サービスの提供が困難であると認めた場合には、当該利用申込に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(苦情処理)

第14条 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 繼続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後ににおいてこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社タックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
この規程は、平成30年 9月1日から施行する。
この規程は、平成31年 5月1日から施行する。
この規程は、令和 1年12月1日から施行する。
この規程は、令和 2年 7月1日から施行する。
この規定は、令和 4年 1月1日から施行する。